

ID: 1132

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	高額医療合算介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第51条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第51条の2第1項の規定による。 (高額医療合算介護サービス費の支給) 第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日